

5 限度額適用・標準負担額減額認定証の8月更新時の手続きが変わります

現在使用している減額認定証の有効期限は7月末日になっています。

これまで毎年8月の更新時に申請が必要でしたが、平成21年度から、前年度に減額認定証を持っている人の更新時の手続きは、原則不要になりました。減額認定証を持っている人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、これまでどおり役場窓口での申請手続きが必要になります。



【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他
※収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

6 年金から天引きされている人は、口座振替に変更ができます

保険料を年金から天引きされている人^(※1)(特別徴収)は、平成21年度からどなたでも申請することで口座振替に変更できることになりました。

変更を希望する人は口座振替の申請を行うと、年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

(注1)「年金から天引きされている人」とは、年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人です。



社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。年金天引き(特別徴収)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されるので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

訂正箇所

福智町民生委員・児童委員協議会名簿(伊方・弁城地区)

担当地区(伊方・弁城地区)	氏名	電話番号	役職
矢久保、職員区、草場	財津 政義	☎22-2111	監事
東区、山の手、日立	大石 十五	☎22-5846	
東古門、中古門	榊 建太郎	☎22-1383	
宝珠、二川田、迫	白石 勝彦	☎22-6176	副会長
新門上、新門下、新門入口、新門住宅	鈴木 文夫	☎22-3245	
八幡町、大正町、塚口、萩が原住宅	本田美津江	☎22-3842	
鶴ヶ丘上、鶴ヶ丘下	福田 廣志	☎22-4975	
久六、久六住宅、浄万寺、浄万寺住宅、向陽住宅	久富 春美	☎22-2292	
平塚、西古門、古門団地、方信園	山口 光磨	☎22-1958	
湧淵団地	原田 新	☎22-0094	
長浦、広谷、見六、丸山、丸山住宅	石橋 勝憲	☎22-2512	
中原、東ヶ丘、立岩住宅、東長浦住宅	朝部 壽	☎22-5305	
県営団地、三本松	桑野 寛子	☎22-1360	評議委員
奥畑、岩屋、上弁城、野地、新町、福智園	永末 英信	☎22-3124	監事
春田、松原、岩留住宅	日永田孝二	☎22-0404	
後谷上、後谷下、湯場通り、局通り	澤田 富士	☎22-2234	
野添上、野添下、野添住宅、大黒	葛原 直文	☎22-1148	
前村、音丸、清先、公園通り	皿田トミ子	☎22-1141	

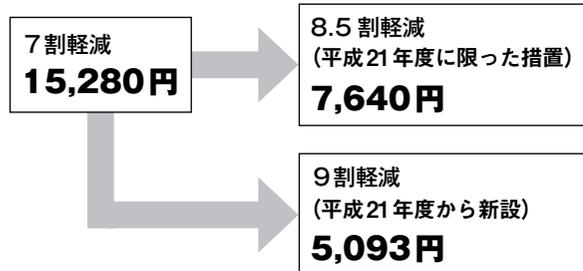
おかわりタイム
広報ふくち6月号のP.13に掲載された「福智町民生委員・児童委員協議会名簿」に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。
関係者のみなさまもおよび対象地区にお住まいのみなさまには、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

3 保険料の軽減について

平成21年度では、従来の軽減(被保険者均等割の7割・5割・2割軽減)に加え、以下の軽減措置を行います。

・平成21年度に限り、被保険者均等割額が7割軽減となる人は、8.5割の軽減となります。また、新しく9割軽減が新設されました。

▶軽減後の保険料の被保険者均等割額(年額)



▶軽減になる人の所得判定

8.5割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
9割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、他に所得がない人

※長寿医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。又所得割額はかかりません。

※総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は所得割額が5割軽減となります。

4 8月から窓口負担の割合が変更となる人には、新しい被保険者証が届きます

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割または3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、変更となる人には7月中に新しい被保険者証をお届けします。

8月1日以降、医療機関にかかるときは、新しい被保険者証を窓口で提示してください。

▶自己負担割合(1割・3割)の判定基準について



自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の、住民税課税所得が145万円以上である場合には3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は申請することにより1割負担となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合、同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、次の①または②に該当
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満